

第39回 県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時：平成23年9月24日（土）

10:30～15:00

場所：ユートリー8階 中ホール

司会： 本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから「第39回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」を開催いたします。

まず、本日の資料の御確認をお願いします。本日の資料は、事前に送付させていただいたものが、次第、資料2、資料3、資料5から資料7まででございましたが、次第につきましては、協議事項として「浸出水貯留量増加への対応」を追加したいので、差し替えさせていただきます。このほか、出席者名簿、席図、資料1、資料2の差し替え、資料3の追加資料、資料4、資料8をお手元に配布しております。

不足などございませんでしょうか。

本日の協議会は、第5期の委嘱替え後の最初の開催となります。委嘱状につきましては、既に委員の皆様へ送付済みでございます。これから、出席者名簿に従いまして委員の皆様を五十音順に御紹介いたします。

北海道大学准教授の石井一英委員です。

田子町推薦委員の宇藤安貴子委員です。

八戸圏域水道企業団副企業長の榎本善光委員です。

公募委員の小田光子委員です。

青森公立大学教授の佐々木俊介委員です。

田子町推薦委員の澤口博二委員です。

八戸工業大学教授の福土憲一委員です。

北海道大学教授の古市徹委員です。

田子町長の松橋良則委員の代理として御出席いただいております産廃不法投棄対策室長の中澤一郎様です。

公募委員の溝江康徳委員です。

なお、二戸市長の小保内委員、二戸市推薦委員の戸舘委員、岡山大学教授の西垣委員は、本日都合により御欠席となっております。

それでは、開会にあたりまして環境生活部長より御挨拶がございます。

名古屋部長： 皆様、おはようございます。

本日、委員の皆様方には、貴重な時間を割いて本協議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から御多忙なお立場にありながら第5期の協議会の委員への就任を快くお引き受けいただきましたことに深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

原状回復対策事業が、様々な課題を抱えつつもここまでやってこられたのも、委員の皆様方の熱心な御協議、貴重な御意見・御助言の賜でありまして、この場をお借りして改めまして御礼申し上げますとともに、今後ともよろしくお願い申し上げます。

本日の協議会では、はじめに組織会において会長・副会長を御選任いただいた後に、「廃棄物の撤去実績」や「環境モニタリングの調査結果」などについて御報告させていただきますが、皆様御案内のとおり、今年度の撤去実績はPCB使用廃コンデンサの発見や浸出水貯留池の貯留量の増加などへの対応によりまして、掘削・搬出作業が停止したり、制限を受けながら進めたことなどから、現在約4万5千トンに留まっております。今後の進捗につきましても非常に厳しい状況にあるとみております。

このため、これまでの対策に加えまして浸出水処理施設の処理能力そのものを向上させることにより現場の掘削面積を確保する必要があると考えております。今回、そういったことで御協議申し上げますので、どうか委員の皆様にはそれぞれのお立場から忌憚のない御意見・御助言を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本日は、会議終了後、現場の視察が予定されてございます。スケジュールが多少ハードになっておりますので、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司会 : 事務局職員の異動がありましたので御紹介します。

山田前県境再生対策室長が8月17日付けで人事委員会に出向したことに伴いまして、8月18日付けで人事異動がございましたので新任者を御紹介いたします。

県境再生対策室長の北沢和司です。

北沢室長 : 北沢でございます。今年の4月から県境再生対策室に入りまして、この県境再生の仕事に携わって参りましたが、8月に室長を拝命しました。非常に責任の重い仕事でございますが、廃棄物の撤去、それから環境再生の推進に取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

司会 : それでは議事に移らせていただきます。

まず本日は第5期最初の協議会ですので、会長及び副会長の選任がござい
ます。協議会設置要領により、会長は委員の互選によると規定されております。
委員の皆様から御推薦をお願いします。

榎本委員 : 古市委員に会長をお願いしてはどうかと思います。

司会 : ただいま、榎本委員から「古市委員を会長に」との推薦がございましたが、
皆様、いかがでございますでしょうか。

委員一同 : 異議なし (拍手)

司会 : 異議が無いようでございますので、御推薦のあった古市委員はお引き受けい
ただけますでしょうか。

古市委員 : はい、了解しました。

司会 : それでは古市委員が会長に選任されましたので、議長席にお移りをお願いし
ます。

会長に就任されました古市委員より、御挨拶をお願いします。

古市会長 : 皆様、おはようございます。

今日は朝早くから御出席いただきましてありがとうございます。台風一過、
嘘のないいいお天気で、今日は視察日よりかなと思ってございます。

この度は、また引き続き会長に選任されました。委員の皆様におかれまして
は、引き続き御支援のほどをよろしくお願い申し上げます。

先ほど、名古屋部長の方からも、ある種想定外の大雨が降りまして、予想し
ていなかったような水量の問題が大きいのしかかってきております。今日もこ
れを急遽協議事項として皆様に御検討をいただいて方針を決めていきたいと思
ってございます。

県境問題、岩手側は知りませんが、青森側はこれで終わったというふうと思
われているかも分かりませんが、このような量の問題、それからジオキ
サン等の質の問題と、まだまだ問題が山積してございますので、やはりここで
しっかり委員の皆様はじめ県の方々に、御審議をいただきまして、一日も早く
全量撤去、修復再生に向けて頑張っていきたいと思ってございますので、どう

ぞ皆様、よろしくお願い申し上げます。

それでは座って議事を進めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

それでは、第5期の最初ということで、設置要領の第4第3項で副会長を会長が選任するということになってございます。これも引き続き佐々木委員にお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

佐々木委員： はい。

古市会長： ありがとうございます。皆様、そういうことでございますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

はい、ありがとうございます。

では、表紙に14時50分と書いてありますけれども、これは視察が終わるまでの時間でございまして、ここの議事は12時15分前に終わりたいと思っております。結構問題があるにも関わらず時間がタイトでございます。できるだけ早く終わらして、お昼をゆっくり食べられるように、消化よく食べられまじようをお願いしたいと思います。

それでは早速ではございますが、今日の報告事項から入っていきたいと思います。それでは「廃棄物の撤去実績」につきまして、事務局から資料1に基づき御報告をよろしくお願いいたします。

事務局： 資料1「廃棄物の撤去実績」を御覧下さい。

前回の協議会では、7月途中までの報告でしたので、7月分からの報告です。7月分につきましては、浸出水貯留量の増加などによりまして、開放面積を5,000㎡に制限しているため、1日当たりの搬出量は台数で50台前後、量では500から600トンと、前年度の多い時の半分に留まりましたことから、作業日数は20日、台数は948台、量は11,378.72トンとなっております。8月も引き続き開放面積を制限していることから、作業日数は19日、台数は1,049台、量は12,561.41トンとなっております。9月は16日現在までの状況ですが、作業日数は11日、台数は497台、量は5,909.24トンとなっております。9月は前線通過や台風の影響などにより大雨の恐れがあったため、掘削エリア周辺等を緊急キャッピングしたことによりまして9月1日から9月6日まで減車となったことが搬出量に影響しております。

この結果、23年度の撤去量は45,094.21トンと、23年度の目標量223,000トンに対しまして約20%の進捗率に留まっており、また、これまでの累計につきましても23年度分も含めて784,536.89トンとなっており、非常に厳しい進捗状況にあります。

このような中、今後も引き続き気象情報に留意しながら、浸出水貯留量増加への対応を進めていくこととしておりますが、具体的な対応につきましては後ほど協議事項として担当から説明があります。

以上です。

古市会長： はい、ありがとうございました。23年度はいろいろな要因がありまして、撤去目標のまだ20%ということは半年でまだ20%ということですよ。

何か御質問等、ございますでしょうか。いかがでしょう。

ちょっと事務局から説明をしていただいた方がいいですよ。これによって年度内で、まあこのまま順調にいったとして何%ぐらいまではクリアできて、これが25年度にどのように波及するのかと、その辺のところを少し御説明下さい。

北沢室長： それでは私の方から簡単に説明させていただきます。

今現在、非常に厳しい状況でございますが、この後、順調に水位が減るという前提の下にいろいろ対策を講じておりますので、そういう前提の下に、11月の半ば以降、本格的な掘削、通常通りの掘削・運搬に戻れると仮定した場合の見込量でございますが、本年度、グラフにございますとおり223,000トンの計画になっておりますが、現時点では160,000トン程度に留まるだろうと推察しております。

そうなりますと、223,000トンから160,000トンを差し引きますと63,000トン余り積み残しが生じることが予想されます。これに対して24年度の計画が156,100トンございます。これと積み残しの63,000トンを合算いたしますと219,100トンということになります。219,100トンにつきましては、これまでの実績の中で、21年度最大230,000トンを撤去している実績もございます。そういうことで、計画上223,000トンではできるだろうという目標を立てておるわけですが、この目標値の223,000トンの中に一応まだ収まってございますので、順調にいけば24年度にはこの積み残しが吸収できると考えてございます。

また、仮に何かあった場合でも、もうちょっと支障が出てきたという場合は車の増車等、また検討をしなければいけない部分が出てくるかもしれませんが、25年度も126,000トンという若干余裕を持った計画になっておりますので、その辺のところでは何とか吸収しながら、現時点ではやっていけるのではないのかなと考えております。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。一応、63,000トンぐらい今年度のものが残りますよ

ね。それにつきましては24年度でカバーすると。できない場合は25年度も余裕があるからそれでカバーしていけるんだというお考えなんですね。

今のところ、大変なのは受け皿が無いというのではなく出せないという問題の方が大きいものですから、これは困ったものだなあと思っているわけなんですけれども。まあ、車の問題にしても、結局、出せたという前提の下だから、出せないという意味無いわけですよ。この辺が非常に大変だなあという気がします。見守ってまいりたいと思います。

以上、資料1につきまして御質問ございませんでしょうか。

無いようですので、次にまいりたいと思います。それでは次、資料2の方で「平成23年環境モニタリング調査結果」、中間報告になりますますがよろしくお願ひします。

事務局：それでは「平成23年環境モニタリング調査結果」について御説明いたします。資料の2を御覧下さい。資料は両面コピーになっておりまして、1枚目が概要のまとめ、2枚目以降は調査結果の詳細と調査地点、グラフをまとめた資料となっております。今回御報告するのは水質、有害大気汚染物質、大気汚染物質、騒音振動の今年1月から7月までの調査結果となります。

それでは順に、1番の水質モニタリングの結果から御説明いたします。

現場内の一部の地点では、ベンゼン、ほう素、1,4-ジオキサンが環境基準を超える値で検出されておりますが、現場周辺の17箇所の調査においては環境基準を超える値は検出されておられません。現場内で基準を超過した箇所、6箇所のうちア-8、ア-25-2、ア-29につきましては、これまでも同項目で基準を超過する値が検出されており、今回の調査結果も概ねこれまでと同程度の値となっております。これらの位置関係につきまして、資料の23ページを御覧下さい。

23ページの下図になりますが、ア-25-2及びア-29は岩手県との県境部、またア-8については現場西側の谷部分に位置しております。ア-8の上にございますア-37、ア-38、ア-39については、現場の地下水の谷部の水質を把握するために今年度から調査を開始した箇所となっております。この3地点についての今年5月に行った調査結果では、ア-38から1,4-ジオキサン、ア-38から1,4-ジオキサンとベンゼンとほう素、ア-39から1,4-ジオキサンとベンゼンがそれぞれ環境基準を超える値で検出されております。これらをグラフにまとめたものがございますので、こちらは資料の13ページを御覧下さい。

上から2段目の右側のグラフが現場西側の谷部の4箇所の1,4-ジオキサンのグラフになります。今年5月に行った調査では、黄緑色の四角で示したア-39が1.4mg/Lと、その他のア-8、ア-37、ア-38に比べて高い値となっております。

その他の調査地点の詳細の結果につきましては、資料 2 枚目以降の調査結果に掲載しておりますが、本日はその詳細の御説明については割愛させていただきます。

続きまして、環境モニタリングの 2 番目、有害大気汚染物質モニタリングについての御説明に移ります。資料の 1 枚目に戻っていただきまして、有害大気汚染物質モニタリングについては、現場敷地境界 3 地点において今年 1 月、5 月、7 月に調査を実施しました。いずれの地点におきましても測定した全ての項目で環境基準を下回っております。調査結果と調査地点については別添の資料の 14 ページに調査結果、あと 24 ページに調査地点を記載しております。

続いて 3 番目の大気汚染物質のモニタリングについてです。大気汚染物質モニタリングは上郷地区で二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子物質の調査を今年 1 月、5 月、7 月に実施しました。こちらにつきましても測定した全ての項目で環境基準を下回っております。こちらの調査結果は 14 ページ、調査地点については 24 ページに各記載しております。

続いて 4 番目の騒音振動モニタリングについてです。調査は田子町の上郷地区と田子地区で、今年の 1 月、5 月、7 月に実施しております。その結果、騒音については全ての地点で環境基準を下回っており、また、振動についても準用する要請限度値を下回っております。

続いて 5 番の浸出水処理施設の水質モニタリングについて御説明いたします。浸出水処理施設の水質モニタリングについては、浸出水、原水、膜ろ過処理水、放流水で実施しました。こちらは資料の 21 ページと 22 ページを御覧下さい。21 ページの上から COD、BOD、SS の経年グラフがありまして、22 ページは上から全窒素、ダイオキシン、リンの経年グラフを掲載しています。

各グラフにおきまして紫色が浸出水、水色が原水、膜ろ過処理水がエンジ色、小豆色で示しており、放流水が薄いピンクで示したものになっております。浸出水と原水の段階においては COD 等、一時的に計画処理水質を上回ることもありましたが、放流水の段階においては測定したいずれの項目につきましても計画処理水質を下回っております。

資料の 22 ページの一番上のグラフを御覧いただきたいのですが、こちらが全窒素の調査結果の経年変化を示したグラフです。こちらを見ますと、22 年の 12 月、昨年 12 月に行った水質調査の結果、薄いピンク色で示した放流水の値が赤色の点線で示したバイパス運転停止水質を超える 50mg/L となったことに伴いまして、昨年 12 月 15 日から今年 2 月 20 日まで高度処理運転を行いました。昨年 12 月の調査結果を見ますと、グラフからも分かる通り、浸出水と原水の濃度が高くなっております。これは採水日の直前に廃棄物が残った壺掘り部に溜まった水を水処理施設の方に送水していたことなどによるものですが、全窒

素などは高度処理設備で水質の改善が見込めない物質であると、今年2月に行われました当協議会においてバイパス運転停止水質基準の見直しを行いました。また、生物処理設備の逆洗や風量調整といった対策を実施したほか、水処理施設にあります2つある硝化槽の1つを臨時的に脱窒槽として利用することにより窒素の除去効率を高めた結果、今年1月以降の放流水の全窒素の濃度は計画処理水質に比べて十分に低い値で推移しております。

以上で環境モニタリングの調査結果の説明を終わります。

古市会長： ありがとうございます。23年の環境モニタリングですね。水質、大気、騒音、振動ですね、以上について御説明をいただきました。

いかがでしょうか、何か御質問等ございますか。

宇藤さん。

宇藤委員： 分からない部分があるので教えてください。

水質モニタリングのところ、環境基準よりも高い値が出ている場所があるのですが、これは何か原因とかございますか。それと、今年新しく調べる場所を増やしてあるのは、どういう理由で増やしたのかも教えていただけますか。

事務局： あくまで基準を超過しているものは現場内の地下水ですけれども、グラフのA-8とA-25-2、A-9につきましては、これは以前、調査を開始して以来、このジオキサンについては一昨年からですが、ベンゼン、ほう素等はこれまでも基準を超過する値が検出はこれまでもされてきておりまして、大体、今回1月から7月の分析の結果もほぼ過去検出されている数値と同程度のものが検出されております。この原因につきましては、現場にまだ廃棄物が残っている段階で、A-8とA-29についてはまだその周辺に廃棄物が残っていることが原因として考えられるのですが、ただ、A-25-2につきましては周辺の廃棄物の撤去は既に終了してございますので、これについては後ほど報告事項の(5)県境部の地下水の調査関係の説明の方でもお話しますけれども、岩手県側と青森県側の県境部の地下水の調査のお話になってくるので、後ほど詳しく御説明をさせていただきたいと思っております。

今年から調査を開始したA-37、38、39につきましても、こちら、22年度までは調査を実施していなかったのですが、井戸自体はこれまでも現場の周辺は遮水壁で覆っておりますので、その中に溜まった水をポンプで汲み上げて下の水処理施設の方に流しておりました。この水をこれまでは調査してなかったので、現場の地下水の流れを把握できておりませんでした。それを把握するために現場の高いところと低いところ、このA-37、38、39が一番低いところにな

るのですが、こちらの地下水を調査して地下水の流れといったものを調査したいということで今年度から調査に追加しております。

古市会長： いかがでしょうか。

宇藤委員： それで、こういうのが出ても、これはいろいろ処理できる部分でございますか。

事務局： この水処理施設において全ての項目を処理しておりまして、流す放流水の段階では、計画処理水質は全て満たしている状態ですので、周辺への影響はないと考えています。

古市会長： よろしいですか。今、関連して、このジオキサン、これは23ページを見たらいいんでしょうけれど、ア-29、これは遮水壁内ですよね。それから遮水壁が無いア-25-2も、これはどちらかということ横ばいしないし増えているでしょう、増えていっているでしょう。この辺の原因は何ですか。下がるんじゃなく上がっていっていると。特にア-25-2、境界で遮水壁が無い部分ですよね、北東の部分。この辺をどうお考えですか。

北沢室長： 濃度が上昇傾向にあるのではないかという御指摘でございますが、これはいかんせん、地下の中の話でございますので、特に移動するような要素というのが、まあア-29につきましては今、県境部の鋼矢板の両側ですとか、あるいは道路の部分をやっと掘削していますので、その影響が出ている可能性もあるのではないかと思います。ア-25-2の方については特にいじっているようなこともございませんので、どういう因果関係なのかというのが現時点ではよく把握できておりません。ただ、今後、岩手県との間で、後ほど説明をいたしますが、いろいろ調査をする中でこういうことについても、一定の理由が分かるかもしれません。その辺の調査を待ちたいと思います。

古市会長： 今日の報告事項の5番目のところで、これについて言及されるんですか、それとも、今、これからしますというお話なんですか。

北沢室長： ジオキサンについて、岩手県との流れ、地下水の流れ等も含めて調査をするということを後ほど説明したいと思いますので、その際にお聞きいただければと思います。

古市会長： じゃあ、再度その時に議論するとして、この時点では、要するに岩手県側との対応でア - 25 - 2 というのが、ジオキサンの問題があるんだということは県としては十分認識されているわけですね。

事務局： その可能性があると認識しております。

古市会長： はい、分かりました。
他にいかがでしょうか。松橋さんの代理ということで。

中澤代理委員： 代理で申し訳ございませんが。

今、ジオキサンの話、先ほど宇藤委員の話ともちょっと関連するのですが、20 ページの放流水の数値のところ、ジオキサンの放流水の数値データが出ております。現実的に、確か私が知る範囲ではジオキサンについては環境基準があってもまだ排水基準がないと。環境基準は確か 0.05mg/L だと思いますが、環境基準をオーバーしている数字なんですね。これは当初、今の原状回復計画が策定された時にはまだこういうものは環境項目に無かったもので、今後、これをどうされるのかというのを早めに検討いただくことをお願いしたいと思うんです。

と言うのは、一応やはり放流水の基準が、排水基準を元に決められてはおりますが、やはり環境基準と照らし合わせてどうなのかというのは、やはり川の水の水質なり、当町においてもそうでしょうし、下流域の方々にとってもやはりあると。これをどう処理するかという処理方法はなかなか難しいところはあるかとは思いますが、やはり放流基準がまだ未定ということで、これについてはやはり放流基準を県独自でもある程度目安として決めていくべきではないのかなと考えるのですが、これ、福士委員等の御意見なども伺いたいとは思いますが、これ、福士委員等の御意見なども伺いたいとは思いますが、これ、福士委員等の御意見なども伺いたいとは思いますが、これ、福士委員等の御意見なども伺いたいと思

古市会長： はい、まず県の方の御意見を聞いてから補足で福士委員にさせていただきましようかね。

北沢室長： 御心配されていることについては、我々も認識をもって一応対応はさせていただいているつもりでございますが、ジオキサンについて、現時点では環境基準しかない、排水基準についても独自に定めるべきではないかという趣旨でございました。

これは我々としても国の方の指針といいますが、基準が整備されるまでなかなか動きづらいところがあるのですが、これまでの環境基準と排水基準の関係

を他の物質で見てもみますと、概ね、ほとんどの物質について環境基準の10倍程度で放流基準が設定されているということがほとんどでございます。そういった意味から、これまでの放流水を見ますと、大体その基準のギリギリという部分もございしますが、基準の中には入っているのかなと考えています。この辺、また、どうも濃いものが出てきているというような状況になった場合はまた協議会にお諮りをして、例えば高度処理の部分を動かすということも念頭に入れて御協議をしたいなと考えています。

古市会長： 何か、福士委員、補足事項はございますか。

福士委員： このジオキサンの件は私も気になっていまして、確かにちょっと高いんですよ。それから考えなければいけないのは、放流水というのは必ずしも環境基準以下じゃなきゃいけないというルールは無いので、ただ考え方、思想といいますが基本方針としては、やはり基準はできるだけ以内ということで水を出すというか、環境基準というのが目標というか望ましい姿だと思うんですね。

ですから、その計画処理水質のところはまだ未定とお書きになっていますが、やっぱりこれも早めに考えないといけない。何しろ国が何も言っていないので、この間、いろいろ基準が出始めたばかりなものですから、危ないのは確かなんですよ。

それから、あとジオキサンは結構処理が難しいので、なかなかうまくいかないということで、今お話になったように最悪はやっぱりうちの高度処理もちょっと再稼働ということも一部視野に入れながら、いくらにするかというところをもう少しデータを見て決めなくてはいけないだろうと思います。ただ、今のところ、この数値ぐらいたと僕はそんなに危ない話じゃなくて、まあ良くないことかもしれませんが放流した後の希釈効果がいろいろありますので、この程度は普通やっているということだろうと思うんですね。ですけれども、早く決められた方がいいと思います。0.05というと厳しいんですけどもね。

そんなところで申し訳ありませんが、私自身も非常にこれは悩みの多いところだと思います。

古市会長： ありがとうございます。

中澤さん、いかがですか。

中澤代理委員： 今の福士先生のお話ですが、その基準につきましてやはり、全量撤去も25年くらいに終了する、その後にもまだ水処理施設を稼働しなくちゃいけない。じゃあ、それをいつ頃止めるか。その辺とリンクすることでしょうから、やは

り基準的なものは早く、少なくとも全量撤去が終了する以前には決めていただきたいなど考えておりますので、よろしくお願いします。

古市会長： ありがとうございます。基準を決めれば事足りるという話じゃなく、ジオキサンのこの場所での問題は、要するに分解しにくい、吸着しにくいような物質がここで検知されていると、それも境界のところ。ということは、いろんな方向に流れていく可能性もある、地下水と同じようにですね。そちらの方で考えていかなきゃいけない話で、処理プロセスを通る分についてはそれなりの処理をするということですからね。基準を決めてやっていくのは当然なんですけれども。そうでない問題をどうするかということの方がよっぽど大きいんですよ。というようなことも少し報告事項5で御議論いただけたらと思います。ありがとうございました。

榎本委員、お願いします。

榎本委員： 水道の立場でこの1,4-ジオキサン、やっぱり相当注意をして見えています。

23 ページの図を見ていただきたいのですが、下が処理の区域内ですが、ア - 25 - 2 からずっと全部これはジオキサンが出ています。この地域から出てくる水がどうなっているかというのがその上の図を見ていただくと、赤いマークのところは処理区域ですから、これから上の方が杉倉川、熊原川、これがずっと来て馬淵川に入ります。それから、その下の方ですが、この田子町の下のところであり、ぐるっとくる、これは境沢、ア - 12 のところですが、これは岩手県の方の県境を通過してまた熊原に入ります。それからその下の方は、これは二戸市を通過して馬淵川に入ってきます。

この環境の中で、まずア - 14、ア - 17、この杉倉川に入るところにやっぱりジオキサンが出ています。それからア - 21、境沢の岩手県側の県境、ここも出ています。

これは、先ほど環境基準以下ということはそれはそれでいいんですが、この前ちょっと私が言いましたが、この1,4-ジオキサンというのはこの田子の廃棄物の安全性というか影響がどうなっていくかという大きな指標になるだろうという一応想定をしています。ですから、5年、10年ではなくて、ずっと見ていくという態勢で、要はア - 14 とかア - 13、このア - 14 の水源のところですが、やはりここあたりが段々減っていくということになって来て、ようやくここが落ち着くんだらうと、そういう長期の視点の指標になり得るなと思っていました。

あと、排水基準と環境基準の関係はあれですが、いずれ希釈効果で環境基準にはなっているだろうとみていますけれども、この1,4-ジオキサンはこの辺の

水系を、青森県も岩手県も含めて少し注目していかないと、そういう形での評価をできるのかなと、そういう意味で私の方では周辺の調査もしていますが、そういうポイントでみています。

古市会長： 榎本さんが今、おっしゃったア - 14、それから 13、それでア - 21 とおっしゃったんですか。

例えば、ア - 13、14 とア - 21 では、まあ非常に低い値とは思いますが、どちらが高いんですか。

榎本委員： ア - 21 は、今のもらっている資料で見えていたので、ア - 21 は 4 ページですか。0.014 とか 0.017 とか、そういうオーダーで出ていますね、ア - 21。13 は出てないんじゃないかな。

古市会長： 今、13 も何かコメントされなかった？

榎本委員： 13 は入ってないかな。

古市会長： 14 と 17 でいいんですか。随分意味が違うからね、13 というのは。

榎本委員： 14 と 17 ですね。

古市会長： 14 と 17、昔のこれはあれでしょう、地下水を汲み上げたところでしょう。

榎本委員： そうですね、14 が昔の簡易水道のところですね。ここが一番地下から入ったんだろうなと思います。

古市会長： オーダー的にはどうなんですかね、13、14。

榎本委員： 環境基準以下にはなっていますけれどもね。

古市会長： もちろん。0.010 ですか。

榎本委員： やっぱりア - 14 がずっと。

古市会長： やっぱり、若干ア - 21 の方が高いですね。高いわけですね。大体 1.5 倍くらい。まあ、非常に低いオーダーでのお話なんです。ア - 14、17 が今出ていた

としたら不十分だということになりますのでね。いや、これは青森の責任だなという話になるから。ア-21の方は、これはどちらかというと岩手県側の問題になってくる可能性がありますね。

まあ、その辺も含めてまた5の報告事項で議論をしたいと思います。

ということで、他にございますか、無ければ前に進みますが。よろしゅうございますか。はい、ありがとうございました。

では次、3の報告事項で「試験植樹モニタリング調査結果及び秋の試験植樹」ということで、資料3に基づきまして御報告をお願いします。

事務局： それでは資料3に基づきまして、「試験植樹モニタリング調査結果及び秋の試験植樹」について御報告いたします。

1の調査結果でございます。モニタリング調査は前回5月27日に実施しております、前回の協議会で報告しておりますけれども、今回は8月10日、水曜日にモニタリング調査を実施しています。モニタリング項目は、前回同様、個体数と樹高です。

(1)平成22年秋の植樹です。試験地ごとに雑草の繁茂の程度が異なっており、雑草が多い試験地では苗木を確認しにくいほどの状態になっています。今後、日照を十分に得ることができない苗木は葉の茂りなどの樹勢が衰退していく可能性があります。また、春のモニタリングと同様に、試験地間の排水の違いによる樹勢の相違が見られます。試験地ごとのモニタリング調査は別紙のとおりになります。

(2)平成23年春の植樹です。試験植樹の苗木は全て生育しており、雑草が侵入して苗木を確認しにくい状態となっています。柔らかい土質とゆるやかに傾斜している影響から、薄いが表面を流れやすく乾燥した状態になっています。今後、乾燥による水涸れなどの影響が懸念されます。

比較対象として体験植樹の苗木もモニタリングしておりますけれども、全て生育しております。

次のページです。平成22年秋の試験地1です。写真が小さくてちょっと見にくいんですけども、御覧のような状態になっています。排水は良好、土壌は適度に湿っている状態です。周辺からの牧草類が侵入してきていまして、これらが繁茂して、苗木が見えにくい状態です。現時点では日照不足による樹勢の衰退等の影響は見られません。26本の苗木全てが生育しております、生育状態は良好です。4試験地の中で最も状態が良い試験地です。

次のページです。ここは試験地2です。御覧のような状況です。ここは水たまりが見られるほどではないですけども、排水が不良です。ここも雑草が繁茂しております。ここにつきましては日照不足により苗木の樹勢が衰退してい

くなどの影響が出始めています。25本の苗木のうち、生育しているものが16本、枯死したものが、申し訳ございません、これ8本と書いていますけれども9本です。このうち、今回のモニタリングで枯死と認められたものが、ここも2本ではなく3本でございます。生育している苗木の伸長というのは良好でございます、樹種、あるいは高木・低木による生長の違いは現在のところは見られません。生育状態としては、4試験地の中で2番目に良い状態になっています。

次のページです。試験地3です。写真のとおりでございますけれども、ここは試験地が乾燥しております。水不足の影響で試験地1、2と比較して成長が遅く、樹勢がやや劣っています。現時点では水涸れの傾向は見られません。雑草が侵入してきていますけれども、試験地1、2ほどの状態ではないです。苗木の伸長は良好です。

次のページです。試験地4です。写真で見るとおり、雑草が少ないですけれども全体が乾燥しておりまして、水不足の影響で試験地1、2と比較して成長が遅く、樹勢が劣っています。現時点では水涸れの傾向は見られません。雑草の侵入の程度は4試験地の中で最も少ないです。26本の苗木の内、生育しているものは21本、枯死が4本、うち今回のモニタリングで枯死が認められたものが2本となっています。生育している苗木の伸長は良好です。

次のページです。ここからは平成22年春の試験植樹のモニタリングです。試験地1です。御覧の状況になっております。ここは試験地が傾斜していること、排水良好な土質であるために乾燥しています。写真のとおり雑草が多数侵入してきている状況です。全ての苗木が生育しています。シラカンバ、イタヤカエデなどの樹高の伸長が顕著です。

次のページです。試験地2です。ここも傾斜していることによって排水良好の土質と併せて乾燥している状況です。雑草も多数侵入しています。ここはハンノキを植樹した所ですけれども、このハンノキを植樹したことによる他の樹種に対する生育促進等の影響は現時点ではまだ見られません。ここもシラカンバ、タニウツギの樹高の伸長が顕著に見られます。

次のページです。ここは体験植樹の中の3番目の区域についてです。ここも傾斜しておりまして、排水良好の土質のために乾燥しています。雑草が侵入し始めておりますけれども、試験地1、2と比較しますと少ない状態です。25本の苗木全てが生育しておりますけれども、ミズナラの2本にうどんこ病と言われる病気が発生しています。ここもシラカンバ、イタヤカエデなどの樹高の伸長が顕著です。うどんこ病という解説を下のところにつけておりますけれども、ブナ科のミズナラ、カシとかシイに発生するうどんこ病菌というものによって引き起こされる伝染性の病害ということで、葉の形成期の針葉に付着して繁殖

する。すぐに枯死に至る病気ではありませんけれども、樹木全体に蔓延すると葉の茂りが悪くなるなどの樹勢の低下を引き起こす、防除するためには殺菌剤が有効ということで、落葉期に葉を焼却処理すると次の年の発生が抑制されるということです。これにつきましては、試験植樹のモニタリングの要素として必要のない部分でございますので、このうどんこ病については殺菌処理をして、あくまでもモニタリング項目に沿ったモニタリングをしていきたいと考えています。

次のページです。2番目です。平成23年秋の試験植樹の実施についてです。

(1)の概要のところ、これまで3回目となる平成23年秋の試験植樹を実施します。1回目と2回目の条件の違い、それから植栽する季節に着目した生育状況のモニタリングを行うことにより苗木の生育可能性を検討します。

(2)試験地です。試験地でいいますと、試験地の4になります。配置を御覧いただければ、試験地4として秋植えという試験地がございます。ここに平成22年秋の試験植樹と同じ12種類の樹種を使用して、25本の苗木を植樹したいと思っております。

次のページです。モニタリング調査は、現在行っているモニタリングと同様、個体数、活力度、サイズ、根茎、周辺植生ということについてモニタリング調査を実施していきたいと考えております。

それから、本日追加として準備いたしました写真がございます。これは平成22年秋、それから23年春の試験植樹のそれぞれの試験地において、全体を見ますとちょっと見にくいものですから、1本ずつですけれども、こういった状態で生育しているというものを参考までに今日、準備させていただきました。こちらについては御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。ちょっと聞いてなかった、23年秋のお話はされたんでしたっけ。

事務局： はい、秋の試験植樹について説明しました。

古市会長： 分かりました。以上、何か御質問ございますでしょうか。

溝江さん、何か御質問ございますか。

溝江委員： 今日説明いただいた中で、資料の出てないことについてお伺いしたいと思います。23年春に、今日説明があった試験地1、2の他に田子町の試験地にココナツ繊維のヤシを埋めたり、米ぬかを散布した場所があるんですが、このモ

ニタリングの調査の結果の資料がないので、口頭でも良いので御説明いただければ。

それから、これに先だって6月7日に清水頭と上郷小学校が体験植樹したことについては、ほんの少しだけ、全て生育しているということで資料に出ていましたが、これももう少し詳しくお話いただければありがたいと思います。

古市会長： はい、よろしく。えっ、まとめてやりますか？今の質問に。

事務局： 田子町さんのことについては田子町で御説明を。

古市会長： そうですか、じゃあ順番に、じゃあまず原さんの方から今の質問に対して。

事務局： 体験植樹の状況ですけれども、大変申し訳ございません、この体験植樹のモニタリングにつきましては、体験植樹の3というところで御説明したんですけれども、体験植樹はこの区画だけではなくもっと実施されていますし、つい最近、9月にも実施されているんですけれども、モニタリングとしてはこの区画だけを取り上げています。

というのは、23年春の試験植樹の時期に最も近い時期に実施しているのがこの体験植樹の3ですから、モニタリングの比較対象としてはこの体験植樹の3が最もいいだろうということで、ここだけ取り上げてモニタリングを実施しています。モニタリングの状況は、ここに書いているとおりなんですけれども、特にモニタリングをしたわけではありませんけれども、体験植樹の区画も全て生育していますし、この体験植樹3の写真で御覧いただけるような状態になっています。個々の樹木についての情報はモニタリングしていないものですからありませんけれども、そこは申し訳ございませんけれども、そういった状況になっております。

古市会長： はい、そうしたら中澤さんの方で細く。

中澤代理委員： それでは田子町の方で試験植樹をしたというところにつきまして、分かっている範囲でお話をしたいと思います。基本的には植栽樹種なり本数なりというのは同じなんです。植えた所については、耕起をしてないで植栽をする所だけ穴を開けてポット苗を植えたという状況で、非常に土壌条件が厳しいかなと。8月10日の段階で25本植えた内、9本枯れております。それと5本がちょっと枯死に近いかなと、併せて14本、植えた中で6割近くがちょっとまづい状況と。これはおそらく現段階では水涸れといえますか、かなり植栽して

から降水量が少なかったので、ほんの隣の試験植栽地と比較しても、パツと見た感じ、かなり水が無いような、そういう状況ということで、ここはちょっと見守らなくてはいけなかなと。特にブナを2本植えているのは両方とも枯れております。そういうことも、特にブナも水涸れには弱いのかなと。

それから溝江委員さんが、今、おっしゃられましたヤシチューブの関係ですが、2本、エゾアジサイとブナをヤシチューブに植えております。ヤシチューブの場合は、土壌条件はバーク等が入っていていい所なのですが、現実的には両方とも枯死状態ということで、これはおそらく水が無かったというのが原因かなというふうに見ておりますが、今後の推移を見たいと思います。

古市会長： ありがとうございます。他に御質問、ございますか。よろしいですか。

前回もちょっと議論したんですけど、何か分かりにくいんです。今、条件で地質の方はローム層と軽石層を混ぜたものと、それと施肥と施肥無しという話だけでやるでしょう。このデータだけ見ると、要するに軽石層があると透水性が悪いから、湛水して、根腐れするような傾向だし、それから同じように通水性、ローム層単層でやって通水性が良くても施肥のある、無しで違うねという話、このデータだけ見れば出るんですけども、本当にそうなのかという話もありますよね。樹種によっても違うし、本当に均質かどうかということもありますしね。

ですから何となく分かりにくい。だから総括してどうなんだという話をもうそろそろ出していただかないとちょっとよく分からんなあという。せっかく25もポイントで条件を変えてやられているわけですから。ちょっとその辺のところを御検討いただけたらと思います。ありがとうございます。

それでは今日は協議事項の方に時間を振り分けたいと。

はい、どうぞ。簡単をお願いします。

溝江委員： 23年のこれからの予定の試験植樹で、試験地4については昨年の秋の試験植樹と同じということになっていますが、昨年の試験植樹にはクリとかコナラとかミズナラ、いわゆるロングルート苗を植えているのですが、今回の分には入っていないんですが、その理由をお話いただければ。

それからあと1つ、22年秋の植樹ではローム層と軽石、そして肥料を与えた方が一番良いという条件ですが、今回の秋の予定は逆に一番条件の悪い条件下で植樹する理由は何なのかと。簡単をお願いします。

古市会長： お願いします。分かる範囲で結構ですので、分からなければ後ほどまた。

事務局 : 昨年度使用したこのロングルート苗というのは、昨年度八戸圏域水道企業団さんからいただいたものなんですね、この協議会の場でいただいたものでして、それらを去年秋には使わせていただいたということです。

条件の悪い下での試験ですけれども、昨年は確かに施肥をしておりますけれども、今年度実施しているこの23年秋の試験植樹実施の資料で確認していただけるこの試験地1、2、4、それから田子町さんの試験地3というのは全部施肥をしていないという条件で、今年度そういった方針で実施しているものですから、昨年度と同じ樹種を使用しますけれども、今年度については施肥をしないで比較してみたいということでの試験植樹を考えています。

古市会長 : 前回は議論したことですから、これはあまりこだわりたくないんですけれども、施肥というのは要するに水はけの問題なのか本当に肥厚の問題なのかという問題もあるわけでしょう。この辺のところ、もう少し検討された方がいいような気がしますけれどもね。

ありがとうございました。では次、4番目の報告事項、「産廃特措法延長要望の動向」につきまして、お願いします。

事務局 : それでは資料4に基づきまして、産廃特措法延長要望の動向について御報告いたします。前回の協議会の場で、全国の事案の状況につきまして御質問等がございましたので、今回、産廃特措法が適用されている全国の事案につきまして、それぞれの自治体に特措法の延長要望の有無と、それから要望の理由、概要について確認をした結果がこの資料4でございます。

1番の香川県から順に御説明してまいります。香川県は平成24年度までですけれども、特措法の延長要望を今年度は9月に実施しているということです。香川県の場合は全体量が増加したということで、この産廃の期限までの完了が困難になったと、処理完了が困難になったということで、産廃特措法の期限の延長と財政支援を要望しております。さらに、このところでは、平成24年度に必要となる処理費用についての追加の財政支援も要望されています。

2番の本県は飛ばしまして、3番の岩手県につきましては平成24年度までの期間ですけれども、延長要望はされていません。右の要望の理由、概要の欄につきましては、3月11日発生の大震災及び津波の影響により、廃棄物の撤去終了時期を平成23年度から24年度に見直しをしているということです。新聞報道では延長を求めるとか延長の時期について検討に入るとされておりますけれども、現時点では要望は無いということです。

それから5番目の秋田県です。ここも平成24年度までとなっています。延長要望をされています。ここも本年6月に要望をされています。秋田県の場合は、

現場内から、私ども先程から議論になっている 1,4-ジオキサンが基準を超えて検出されるなど、平成 25 年度以降も汚水処理などの維持管理の必要性が見込まれることから、平成 25 年度以降も支援が継続されるよう検討することという要望をされているそうです。

それから 6 番の三重県桑名につきましては平成 19 年度に一旦終わっています。

それから 7 番の新潟県につきましては、平成 17 年度に完了しています。

8 番の福井県につきましては、平成 24 年度までの期間ですけれども、私どもからのこの延長要望の有無、それから要望の理由、概要について聞いたところ、福井県さんとしては公表しないというお答えでした。

9 番の宮城県です。ここは平成 24 年度までであります。宮城県さんでは第 1 期の対策工事の後のモニタリングを実施しています。このモニタリングの結果によって第 2 期の工事の実施の必要性を判断するということになっておりまして、もし必要になった場合には 24 年度では終われないということで、特措法の 10 年間の延長を要望されています。

10 番目の横浜市、それから 11 番目の岐阜市については要望無しということです。

12 番目の新潟市につきましては完了しています。

13 の福岡県につきましても要望無し。

それから 14 番目、三重県につきましては桑名の事案があり、平成 24 年度までの期間でありますけれども、特措法を延長要望、それと現行法失効後の 25 年度以降に支障除去等が完了することとなる事業であっても平成 24 年度末までの実施計画について同意を行い、支援の対象とするなどの柔軟な運用、それと支障除去等、事業完了後に環境基準に追加されたジオキサンなどの物質による生活環境保全上の支障の除去等に対する財政支援を要望されています。

資料には無いんですけれども、まだ特措法適用されていない滋賀県の大きな問題、R D 最終処分場の問題というのがありまして、滋賀県も本年 6 月に国に対する要望活動を実施しているということです。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。前回、質問で整理して下さいとおっしゃったのは、溝江さんですね、いかがですか。

溝江委員： これもありがたいニュースなんですけど、新聞で、環境省が 16 日に適用期限を延長する方針を決めたと、もう決定したという形での報道がされているのですが、それについて何か御意見をいただければありがたいと思います。

北沢室長： 新聞の報道では、何か非常に確定したかのような印象を与えるような報道もあったようですが、環境省の方に私どもその件を確認いたしましたところ、南川次官の発言を捉えて報道されているわけですが、その報道のとおりではなくて、もうちょっとトーンが落ちる発言であったと。環境省の公式見解としては、まだ決定したとは言えないけれど、来年の通常国会に特措法を延長する改正案を提出するという方向で準備を進めていますという、公式にはそういう見解でございました。

いずれにしろ、そういう方向で進めていただいているということは非常にありがたいことですし、私どもも今後もタイミングを逸することのないように要望活動を続けてまいりたいと考えています。

古市会長： 環境省の方は、新聞報道にあるような決定、公式報道では決定ではないということですね。そういうふうに理解したらいいですね。

いかがでしょうか、こういうような状況だそうです。御質問等、ございますでしょうか。

岩手県の場合は、これ、特措法を延長するのではなしに、震災の方だから1年延ばしてくれという理由なんですか。こういうのは有りなんですか。特殊条件下ですけども。ちょっとその辺のところがよく分からなかったんですけどもね。

何か、中澤さんの方で。

中澤代理委員： 私も、岩手県の方の協議会にも出ておりますので、その辺の状況なんですけど、ここに書いておるとおり平成23年度に撤去が済む予定が24年度までずれ込んだということで、全体としては24年度の特措法の期限内に撤去が完了する見込みだということで、特措法の延長は要望しないというふうに伺っております。

ただ、一応状況等については環境省といろいろヒアリングに応じながら、もしかすると25年度以降にもなる可能性が無いというわけではないという、そういう言い方をされておまして、まだそのところは微妙のようだと私どもは伺っております。

古市会長： ということは、延びそうだったら延長されているやつに乗りましょうと、そういうお話？そうですか。了解しました。

他のところ、申請しないというところで回答が無いところは、これは回答は無いんですね。微妙な問題なんですね、これは。はい、分かりました。こういう状況下で、多分延長されるのではないかと、期限についてはまだ分かりま

せんけれども、そういう方向でやられているということだろうと理解しております。

ありがとうございました。

では報告事項の最後、県境部地下水調査関係両県打合せ概要ということで、資料5でご説明よろしく申し上げます。

事務局 : 資料5に基づきましてご説明いたします。両県の県境部に対する打合せにつきましては、8月24日に青森県庁におきまして2時間以上にわたる時間で打合せをいたしております。メンバーとしましては、北大の石井准教授にも御参加いただきまして、岩手県さんからは担当課長さん以下3名の方と本県からも3名で打合せをしております。

その結果、今回の打合せでは、まず内容としましては(1)としまして、最後の文章ですが、今後、両県共同の実態調査・解析を踏まえた共通認識の基で、県境部の表流水・地下水対策の内容を両県で検討していきましょうということにしております。

これにちょっと補足いたしますと、我々の方は先ほどのとおり延長要望をしております、24年度で終わらないと。岩手県さんの方は24年度で終わる計画であるということで、対策完了時期が異なりますけれども、本県としましては終わる時期が異なりますけれどもちゃんと最後までこれについては議論をしていただくようお願いをしていきたいと考えております。

2つ目としましては、これは岩手県さんに対して我々の方から要望した話になりますけれども、1つ目として、まず原因としましては青森県で1,4-ジオキサンが県境部で環境基準を超えて検出されていると。その上流側のA地区で1,4-ジオキサンのモニタリングデータが岩手県さんの方では最近の状態では無いこと。このことから、岩手県北部の1,4-ジオキサンの汚染状況を把握するためのモニタリング調査の必要性がありますねという話をした上で、A地区におけるモニタリングを是非やって下さいというお願いをしております。

3つ目としましては、新たな調査を実施する場合には予算措置等が必要になりますから、当面何をするかということにつきましては、岩手県さんで現在使っていない廃止した井戸がございまして、それが再活用できないかということをもまず調べていただくということと、岩手県と青森県で過去の地質調査データを基に、両県で地質の柱状図を並べまして、地下の構造がどうなっているのかという併せた図面を作ると。その上で専門家の助言を得ながら実態把握をしましょうと。補完調査が必要であれば、また検討をしていきましょうということにしております。

その両県の調査につきましては、岩手県さんの廃止井戸2本につきましては

地下水が採れる状態であるということが確認出来ましたので、10月上旬に岩手県の井戸と周辺の本県の井戸を同じ時期に水位測定、あるいは水質調査を実施をしたい。その上でまた石井先生に御相談をしながら、必要な調査がないのかということを検討していきたいと考えております。

4つ目としては、両県で打合せの機会を活用して検討を継続していくということにしております。まだ調査データがありませんので次回の協議会にはその調査データをお示しできると思いますし、それを踏まえて何が分かるのか、あるいは何が補足すべき調査なのかというあたりを石井先生と御相談しながら検討をした上で、次回以降、具体をお示ししていければと考えております。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

じゃあ、石井委員には参加していただいたので補足をお願いします。

石井委員： 補足ということで、今、西谷さんの方から説明がありましたけれども、これは確認なんですけれども、今、西谷さんがおっしゃった、いわゆる岩手県さんと青森県の方では、いわゆる終わる時期が違うけれども、こういうふうに聞こえたんですね、例え岩手県さんが早く終わったとしても、青森県の県境部の問題がある限りは岩手県さんにはずっと付き合ってもらうよと、そういうお願いをしていくんだと、そういうニュアンスで聞いていたんですけれども、それは間違いないですか。

古市会長： そのこのところ、大事なものですからね。終わって、そういう問題はございませんと言われたら終わりですよ。問題自身が存在しないという理解になります。

石井委員： それと確認です。それからもう1つ、ちょっと強調した方がいいかなと思う部分は、今は先ほどのア-25-2の、いわゆる鋼矢板の無い所のお話が追加的な調査をお願いしますということで、廃止した岩手県さん側の井戸2本が調査可能だということが分かったので、10月初めに調査をしますよというお話があったと思うんですけれども、この資料の(2)のところにあるところで、今、県境部の鋼矢板が無い領域の話だけだったんですが、やはり、これから県境部として対策が必要な範囲というのは県境部中央から南側にかけての鋼矢板が設置された領域を今後どうしていくのかという問題も1つ大きな問題がございます。

それから、岩手県B地区北部というのは、ちょっと補足説明をしますと、先

ほど榎本委員が指摘されたア - 21 のモニタリングポイントにつながるところでございまして、今、岩手県さんがB地区の北部、あそこの撤去作業を行っている、その下流側にあたるア - 21、これは青森県側になるんですけども、そこでジオキサンが環境基準以下ではあるけれども出ているという現実もありますので、これに関しても岩手県さんで、例えばどういうふうな撤去作業をされているのかとか、どのような汚染拡散防止対策をしながらやっているのかとか、全くそういうものはしてないとか、そういったような説明を求めていただくか、またこの協議会でもそういった岩手県さんの状況みたいなものをフォローしていく必要があるのではないかなと思っています。

ですから、今、県境部の鋼矢板が無い領域しかお話しされませんでしたけれども、まだまだ中央の鋼矢板が設置された領域と、それから岩手県B地区北部のア - 21につながる沢筋のところも問題があって、そこもちゃんとやらなきゃいけませんよということを補足したいと思います。

事務局 : 先ほど、私の説明が不十分でしたが、資料の2枚目に航空写真を付けてございまして、主に私が先ほど言ったのはこのA地区と青森県の県境部分、ここには鋼矢板が無い部分の対策のことをお話しました。

下の方にK地区と重なりまして赤いライン、これが岩手県さんが設置している鋼矢板です。この鋼矢板の周辺、今、両県で掘削工事を行っていますので、今後、鋼矢板をどうするのかということも含めて検討が必要と認識しております。

またB地区、これにつきましても北側の方がすぐに青森県ということで、いわゆるここも県境部分ということになり、B地区ではジオキサンが検出されておりますので、これについての情報についても岩手県さんには確認をしながら必要な情報については当協議会の方に御報告してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

古市会長 : はい、この件に関しまして何か御質問等ございますでしょうか。非常に大事な部分だろうと思うのですが。

大体状況は御理解いただけましたでしょうか。よろしいですか。

結局、大きく3つの問題があるので、この3つの問題を継続して議論していかなければいけないということなのですが、もう1度確認しますと、1番目が両県で終了期間等が異なるので、今後継続して課題検討をどのようにしていくのかというのが、これは出発点として大きな問題としてはある。2点目がジオキサン関係で、A地区及びB地区から県境方向に流れ出る、流出する可能性がある。ぐるっと回って馬淵川に来る可能性もあるんだよというお話が2点目。3番目が、今、鋼矢板等で囲っておりますが、これはどのように取り外すのか、

このまま続けるのかというようなこともあるので、その辺の取扱いをどうするかと。この3つの問題が大きいということで、今後継続して打合せをしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

では、時間が、12時15分前までに終わりたいと思いますので、次は協議事項「浸出水の貯留量増加への対応」、これはいわゆる想定外の大変な問題でございますが、これについて御説明をお願いします。

事務局：資料8を御覧下さい。浸出水貯留量増加への対応ということで御説明させていただきます。

東日本大震災及び例年を上回る降雨がございまして、浸出水貯留池の貯留量が多くなってきております。4月24日には14,000 m³を超えたということがございまして、5月26日には掘削を一時中断し、掘削開放範囲の全面キャッピング工事をいたしました。その後、貯留量が低下したことから、6月22日には開放面積を約5,000 m²に制限しまして掘削を再開したところでございます。これにつきましては前回の協議会で御報告をしております。

その後の状況でございますが、浸出水処理施設におきましては計画処理水量150 m³/日に対しまして、これまで200 m³/日の処理の運転を行うと共に掘削エリアの制限等の対策によりまして8月16日には浸出水の貯留量が、一旦約9,000 m³まで低下したという状況になっております。しかしながら、その後の多雨傾向に伴いまして、9月13日には浸出水貯留量が再び14,000 m³まで増加し、9月20日現在、約16,000、その後、台風通過で現在約17,000 m³となっております。

これにつきましては下の図の方を御覧下さい。赤線が貯留量の水位を表しております。それから青のラインが累積の雨量になっております。5月26日以降、赤線が段々下がってきましたが、6月22日以降、ちょっと降雨によりまして一時期また戻したということがございます。それから7月初旬から8月の16日まではあまり雨がなかったということもございまして、貯留量が下がっておりますが、17日以降、さらに雨が降りまして、どんどん貯留量が増えているという傾向になっております。

本文に戻ります。対策につきまして報告いたします。1番、一時貯留場所の確保ということで、(1)現場内貯留水の活用。これにつきましては次ページの図-2の方を御覧下さい。左側の赤枠の部分でございます。現場内に浸出水貯留槽、約400 m³ございます。これにつきましては一時的な貯留機能を有するため、降雨時の浸出水を貯留し水処理施設への流下を遅延させるということで、9月20日から実施済みとなっております。

それから(2)として、現場内にかま場を設置しております。浸出水を一時

的に貯留するため、現場内開口部にかま場、掘削エリア貯留池、容量約 3,000 m³を設置しております。これについては9月21日に設置済みとなっております。

前ページ、一番下に戻ります。(3) 水処理施設内VOC処理水調整槽の活用ということで、水処理施設内にあるVOC処理水調整槽は、約300 m³ございますので、一時的な貯留機能を有しているため、この調整槽に浸出水を貯留するというので、これについても9月20日から実施済みでございます。

なお、下の図にございます浸出水貯留槽、これが満杯になった場合にはかま場の方に空きがあるということもございます。この場合は浸出水の貯留槽から右の方のかま場の方にポンプで送水しまして、浸出水が水処理施設の方に落ちていくのを遅延させるということで、9月21日から実施済みでございます。

それから下の方に移ります。2番、浸出水処理施設貯留池のかさ上げになります。浸出水貯留池の容量は17,610 m³でございますが、池の上端から境界のレベルまでは更に25cmの高さがあるため、19,050 m³までは周辺へオーバーフローしない構造となっております。しかしながら、今後の雨量増加に備えるため、念のため周囲に更に30cmかさ上げし、20,770 m³までオーバーフローしない構造とします。これにつきましては9月20日に実施済みです。

次ページの図-3に概要を記載しております。浸出水の貯留地を取り囲むような形で粘性土土砂により盛土をしまして、防水シートの巻き立てによってかさ上げをしております。断面が下の方に載っております。防護柵の外側の部分に粘性土土砂による土盛りを作っているという状況でございますが、これにより既存の貯水池から55cmかさ上げして、赤い字で書いてありますが、20,770 m³まで貯留できるという状態にしております。

3番目、浸出水処理能力の向上ということでございます。先ほど申し上げましたとおり、現状の処理能力につきましては浸出水処理施設の処理能力は200 m³/日が上限でございますが、既存の凝集膜ろ過施設に並列して砂ろ過施設を追加設置することにより、処理量を50 m³増加し、250 m³処理したいと考えております。

次ページの図-4を御覧下さい。左側が流入側、右側が放流側になります。一番右側にあります凝集沈殿処理設備に入る前に、原水、VOC処理、それから貯留池という形で入っております。処理に入ったものを更にまた原水の方に入りまして、凝集沈殿処理、それから生物処理までやっています。この部分までは日量250 m³処理までは概ね可能だということでございます。それから次の段になりますが、凝集膜ろ過処理施設、この部分が処理能力200 m³が上限になっておりますので、これに50 m³の砂ろ過を増設することによりましてトータル250 m³処理という形で処理したいと思っております。なお、放流設備につきましては、COD、SS、pH等の常時測定器が付いております。それから週に1度、窒素

の指標としている硝酸性窒素及び亜硝酸窒素の測定をするということで水質を担保していきたいと考えております。

本文の方に戻りますが、今年度の浸出水処理施設の水質検査につきましては、処理前の原水自体が有害物質全てにおいて計画処理水質以下になっている他、BODやCODも計画処理水質以下となっております。

次ページの方に別表ということで、その水質の検査結果を載せております。網掛けの部分が放流の際の計画処理水質を超えている水質でございますが、原水でpH、SS、窒素が基準を超えているということになります。窒素につきましては今年の12月以降、どんどん減っております。今年の8月3日で71mg/Lということで、ほぼ計画処理水質に近いところまで下がってきております。

また本文に戻ります。このようなことから、処理量を50m³/日増加された場合であっても、処理後の放流水は計画処理水質を十分下回る見込みであります。

また、先ほど申し上げたとおり、水質検査、それから常時モニタリング等の確認によりまして安全に放流したいと考えております。

これまで申し上げました以上1から3の対策を講じることによりまして、浸出水貯留量は平成23年11月には設計水位12,300m³以下となり、翌年2月には最低管理水位に達する見込みと考えております。これにつきましては図-5の方に載せております。10月1日のちょっと前のところにピークがあります。このピークよりも現時点で1,000m³ほど多い状況にはなっておりますが、11月中には概ねこの赤い波線の部分、設計水位のところまで下がってくるものと考えております。

説明については以上で終わりますので、御協議をお願いいたします。

古市会長： ありがとうございます。大体、丁寧に説明をしていただいたので状況は御理解いただけたと思うんですが、今回の台風12号ないし15号でかなり降雨量が多くて、現地の浸出水がかなりオーバーしているということでございます。水質が、特にSSが高いものですから、これを処理しながら量的な管理もしていくということが求められているわけでございます。

ちょっと質問ですが、1ページのところには9月20日現在で約16,000ですよ。今回の15号が9月21日、これによっていくぐらい追加されたのでしょうか。

事務局： 現在、17,000をちょっと超える状態になっております。従いまして水位17,610、これにかなり近い数値となっております。

古市会長：　そうですか。なるほど。17,000 を超えているわけですね。
はい、ということで、何か御質問等ありましたらよろしく。榎本さん、お願い
します。

榎本委員：　浸出水処理施設の水質別表、5 ページですが、このデータに実はジオキサン
が入ってないんですけれども、前の資料2の18 ページ、あっちにはあったよう
な気がしたんですけれども、20 ページかな。できたら、ここにもジオキサンを
入れておいて、項目に入ってもらえればありがたいんですけれども。

事務局　：　今後のものには入れておくような形で出しますので、よろしく
お願いします。

古市会長：　ありがとうございました。非常に重要なことだと思います。
他にいかがでしょう。じゃあ福士委員、お願いします。

福士委員：　砂ろ過追加ということで、多分大丈夫だと思いますが、念のためにスペック
の簡単のところだけちょっと教えてもらいたいのですが。

まず、生物処理設備から出てくる水の、砂ろ過の原水のSSはいかほどくら
いかということ。それから砂ろ過には、これは前には凝集とか何もしないでダ
イレクトに行くのかどうかということ。それから砂ろ過の、これは普通効きま
すけれども砂の厚さ、砂層の厚さとか砂の粒径、それから通水の速度。今分か
りましたらパパパッでいいですから。多分大丈夫だと思いますが。

事務局　：　生物処理層の出口で以前図ったデータですけれども、大体10をちょっと切る
ぐらいの値になっているということでございます。手前の凝集沈殿であらかた
落ちると。後は生物処理施設で新たに発生するフロッグなり汚泥なりが混ざる
だけですので、さほど高くないという状況と聞いております。あと凝集剤を入
れるかどうかという話ですけれども、凝集剤は入れない形での砂ろ過というこ
とで考えております。また、スペックにつきましては、まだ詳細をこれから詰
めていくという段階になりますので、水質から見るとそれほど大きいのを付け
なくても問題はないのかなという状況でございます。

古市会長：　この期間はどうなっているんですか、スペックはこれから決めていくとい
うことですけれども、スペックを決めて現地に設置するわけでしょう。

事務局　：　今、いろんなところとやり取りをしていますので、皆様の了解が得られれば
速やかにいろいろ手続きをしていきたいと思いますが。納期の関係は詰めてい

る最中でございます。

北沢室長： ちょっと補足させていただきます。スペックについては、当然、まあ流量自体は 50 m³ということで、そんなに大した流量ではございませんので、それは問題になることは基本的にはないだろうと。それで、スペックについて能力ですね、質的な能力の部分については、当然このうちの方の処理基準、法令基準で定めているものを当然クリアするというスペックは要求しております。

具体的に、まだ、いくつか候補は上がっているのですが、まだ選定作業中ということでございまして、正直申し上げますと。そうした中でそうしたスペックを当然満たすものを入れていくということで、決まった際には協議会の委員の中の専門家の先生に一応ご確認いただいた上で、御了解をいただいた上で進めるということで、皆さんの御了解を得ておきたいと思えます。

それから納期につきましては、現在提示されているものは1ヶ月ちょっとかかるというふうに言われていますので、その辺、納期部分でももうちょっと早く入るのがないのかというも含めて今、探していただいている状況でございます。

古市会長： まあ、約1ヶ月ということですか。

じゃあ石井委員。

石井委員： 今、1ヶ月という答えを聞いたかったですけれども。やっぱり、この図 - 5 のシミュレーションだと、1ヶ月後に入るという計算ではないですよ、そうするとね。どんどん、明日から処理していくようなイメージになっているのかも分かりませんが、まあ、できるだけ次にまたいろんな気候条件で変わるとも限りませんので、できるだけ早くというか、1ヶ月本当にかかってしまうのだったらその間の応急的なものも何かあってもいいのかなという気がしましたけれども。

僕の次の質問なんですけれども、これは素朴な疑問なんですけれども、青森県さんで、今回の 12 号、15 号ということで、こんなに浸出水だとか雨水の対策に困っているというお話だったんですけれども、一方の例えば岩手県さんが困っていないとか、何かさっきのア - 21 の方も関係するんですけれども、岩手県さん側は今回のこういった雨だとかそういったところに関して、素朴にどんな状況なのかなと。もし青森県さんで御存知でしたら教えていただきたいんですけれども。

北沢室長： まず図 - 5 の処理量の推移につきましては、全体が不十分じゃないかという

ことでしたが、その図の右上の方に条件を書いておりますので、10月までは現在の200 m³、それから11月以降250 m³拡張した機能で書かれていますので、その辺、拡張まで、今は9月下旬でございますので1ヶ月ちょっと余裕を持ったもので、11月から250 m³という前提で一応書かせていただいております。

それから岩手県のご状況でございますが、これは我々も若干懸念する部分があるんですが、青森県側は遮水壁を巡らせて、基本的には外には漏れないようにしておると。浸出水貯留槽の方もこういう形で何とか管理して持ちこたえているという状況でございますが、岩手県側は基本的に遮水壁がございませんので、大量に雨が降った場合に、それが浸透してどういう影響を与えているのかということ、ちょっと不安には感じております。今後、岩手県側のモニタリングの結果等を注視して、そういうものを確認した上で対策を講ずる必要があるというふうに判断されれば対応を申し入れしていきたいと考えております。

古市会長： 多分ね、ジオキサンの問題が、だからそちらの方がA地区、B地区の方に遮水壁が無いところで、青森県の方は要するに貯留するということが基本になっていまして、それをどこまで上げて考えなければいけないかということで、一応溜めて、それを的確に処理するという思想でいっていますよね。だから、それはそれで分かるんですが、まあ榎本さんにおっしゃっていただいたように、流れっぱなしのところは特に心配ですよ。この辺は特に、やはり慎重に扱っていただきたいなと思います。

量の方、ちょっと、これ、元々は、今は16,000になっていますが17,600まではいけるんでしょう。先ほどの少しずつ本当に努力しているような400だとか3,000とか297とかいって、3,700ぐらい加わるのかな、そのぐらいの部分はどこに入るんですか、これ。数値として。

事務局： この3千数百とかの部分は、この中には入っていないので。

古市会長： 入っていないよね。これにまだ、要するに3,700分は余裕があるという考え方ですよ。

事務局： そうですね。一部、現在3,700のうちの1,000ぐらいプラスは入っている様子です。

古市会長： いや、その辺が少し、ちょっとね、この数字の表と対応が分からなかったのでお聞きしたかったんです。だから、オーバーフローする方のこういう工事が、3ページのところですか、こういうふうにするということですので、最大

20,770 ぐらいまで行けそうだといいことですね。

この辺はあれですか、人知の及ぶところだろうと思うんですが、最大努力してこういうことだろうと思うんですね。だから、これ以上については、少しまたその時に対応するというので、リスクをどこまで見込むかというのは非常に難しい問題があると思います。今の実績を見ている分については、台風 15 号的なものがあと 2 ~ 3 個来たらちょっと分かりませんが。まあ、そうでなければ、まあいけそうではないかな。できること、降る雨量の方ですよ、量の方だけについては何となく見れそうな感じだなという気はしますけれどもね。

福土委員、どうですか、この辺、量的な問題は。

福土委員： これから台風がどうなるか分かりませんので、心配なところですよ、もうギリギリ状態。もしも、この砂ろ過を付けても更に危ない状態だったら、これは例えば、今、三陸その他でやっていますが、災害用の可搬の膜ろ過装置というのがありますから、1 日数十トンだったらそれを借りてくれば何とかありますよね。ただ、被災地に行っちゃっているんで余裕が無いのかも分からないです。それは一応情報として。

古市会長： そうですね。何らかの急速ろ過の方も可能性はあるかも知れないですね、何らかの。ですから、出す方を 200 から 250 ですけれども、その辺の出す方と溜める方と両方見て量の管理をしなければいけない。出す方は処理をしなければいけないということです、その辺の構造が問題になっていますので。

一応こういう方向で進めたいと県はおっしゃっておられますので、こういうことによろしゅうございますか。何か追加質問、ございますか。

はい、宇藤さん、お願いします。

宇藤委員： この砂ろ過の 50 の部分をもう少し増やすとか、そういうことはあるんですか。今、石井先生からもお聞きしていたんですが、1 つ、またもう 1 つ足していくとか、そういうことはできるんですか。

北沢室長： お答え申し上げます。ここが一番ボトルネックになっているということで、ここの能力を拡張いたしますが、もちろん砂ろ過の施設というのはもっともっと処理できるわけですし、そういう意味ではここのボトルネックを広げるといいう意味では 50 に留まらず、入れる時期によっては 100 でも 200 でも流量は対応できます、能力的に。ただ、他の部分、総合的にそこまでできる設備構造になっておりませんので、例えば配管一つの流量にしても、そういう多い水をさ

ばけるようになってないし、他のところの能力が落ちて、もし何か水質が急に悪化したりした時に対応しきれなくなるという事態も想定されますので、現時点で安全を見込んで対応できるのは大体、第一段階でできる対策としてはこういうものかなと考えています。

また、今の水質、先ほども担当から説明がありましたが、原水の水質自体、一応有害物質については処理基準を全て現時点ではクリアしていると、問題になっているのはSSと窒素ということでございますが、窒素については先般、前の協議会で説明いたしましたように、能力を拡大して十分対応できるようになっていますので、一番今ネックになっているのは物質としてはSS分です、粒子状の浮遊物質、細かい、これの除去が課題になっているわけで、その他の部分については、極端な話、そんなに問題になっていないということですから、この処理のあり方についても、もうちょっとバイパス的な考え方で処理していけないかということも第二段階としては状況に応じて検討をしていかなくてはならないのかなと考えています。

古市会長： 素朴な質問をしていただいたので単純にお答えいただければよかったです。溜める方はなんぼでも努力をされているんだけれども、出す方がやっぱりそれなりに御努力いただけたらなということで、いろんなところに問い合わせをして、そういうことで可能であれば緊急には対応できるんだというその目安、安心感ですよね、そういうものがあるといいなと思いますので、よろしく御検討をお願いします。

すいません、ちょっとやはりお弁当を食べる時間が短くなりそうなんです。一応、今日の報告事項、協議事項は終わりました。ということで、その他、事項をまとめてざっと説明をしていただけますでしょうか。お願いします。

事務局： それでは資料6です。次回の協議会の日時と場所です。次回の協議会は11月12日、土曜日の1時半から3時半まで、場所は青森県観光物産館アスパム5階、あすなろの方で執り行いたいと思います。正式には後でまた委員の皆様にご文書の方で御連絡申し上げますので、よろしくをお願いします。

続きまして、資料7です。午後の現場視察です。場所は県境の不法投棄現場です。スケジュールですけれども、これから委員の皆様にご昼食を召し上がっていただきますけれども、12時45分から移動することになっていましたが、10分遅れていますので、こちら12時55分から移動することにしたいと思います。専用バスに乗り込む委員の皆様には12時55分に図に書いてあるバスのところに事務局の方で御案内申し上げます。専用バス以外で視察される委員の方につきましては、こちらは現場の移動時間、余裕を持っていますので14時20分で

変えません。従って、14時20分までに現場の入口の方に来ていただければと思います。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。視察の時間帯とかはよろしいでしょうか。現場は20分くらいしかないですね、見る時間。

事務局： その時間で見込んでおり、移動時間でも調整できます。

古市会長： 分かりました。何か御質問等、ございますでしょうか。

無ければ、今日の議事は全て終わりましたので、お疲れ様でした、ご苦労様でした。マイクを司会にお返ししますので、よろしくをお願いします。

司会： 古市会長には議事進行、そして委員の皆様には熱心な御協議をいただきまして大変ありがとうございました。

午後はただ今説明がありましたけれども、現場の視察がありますので、委員の皆様には昼食を御用意しております。昼食が配られましたらお食事を始めていただくようお願いします。昼食が終わりましたら専用バスを用意しておりますので、先ほど言いました12時55分までに御移動をお願いします。